

内閣参質二一七第一四七号

令和七年六月十七日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 林 芳正

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員山本太郎君提出就職氷河期世代支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出就職氷河期世代支援に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「原因責任」、「年金などの社会保障給付を十分に受けられない状況」及び「補償」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、令和五年二月二十七日の衆議院予算委員会において、岸田内閣総理大臣（当時）が「平成のバブル景気の崩壊以降、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った、いわゆる就職氷河期世代の方々には、不本意ながら非正規雇用で働いている方、あるいは引きこもり状態にある方など、様々な課題に直面してきた方々が含まれています。これは、個々人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受け止めるべき重要な課題であると認識をしています。そういった認識を歴代政権も持ってきたからこそ、こうした就職氷河期に対する就労や社会参加を支援する取組、二千三年、若者自立・挑戦プランの策定、二千六年、再チャレンジ支援総合プランの取りまとめ、二千十九年、就職氷河期世代支援プログラムの策定など、様々な取組が行われてきたと認識をしています。」と答弁しているとおおり、これまでも、いわゆる就職氷河期世代の方々に対して様々な支援を行ってきたところである。こうした中、労働力調査（基本集計）及び労働力調査（詳細集計）によると、いわゆる就職氷河期世代の

方々のうち、昭和四十九年から昭和五十八年までの間に生まれた方々について、令和元年から令和六年までの間で、「正規の職員・従業員」は約十一万人増加し、非正規雇用労働者のうち現職の雇用形態についている主な理由を「正規の職員・従業員の仕事がないから」としている者は約十一万人減少しているとこ
ろであり、「失策」及び「不作為」との御指摘は当たらないと考えている。今後とも、経済社会情勢に
応じ、適切な経済財政運営を行っていくとともに、現在も様々な困難を抱えているいわゆる就職氷河期世代
の方々に対して、「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」（令和七年六月三日就職
氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定）に基づき、関係府省庁が一体となって、これまで以上に充
実した支援に取り組むこととしている。